

熊本県庁行政棟広告掲出に関する契約書（案）

- 1 広告掲出場所 \_\_\_\_\_
- 2 広告掲出期間 令和\_\_年（\_\_\_\_\_年）\_\_月\_\_日から  
令和\_\_年（\_\_\_\_\_年）\_\_月\_\_日まで
- 3 契約金額 \_\_\_\_\_円（消費税及び地方消費税を含む。）

熊本県（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、熊本県庁行政棟内の広告掲出について、次の条項により契約を締結する。

（広告の作成）

第1条 乙は、熊本県庁行政棟広告掲出事業実施要領（以下「要領」という。）の定めるところにより広告を作成し、令和\_\_年（\_\_\_\_\_年）\_\_月\_\_日までに甲へ提出する。

（広告の掲出）

第2条 甲は、前条の規定により提出された広告を要領の定めるところにより頭書の広告掲出場所へ掲示する。ただし、甲は、広告の数量、掲出場所の状況に応じて乙に掲出及び撤去を指示することができる。

2 広告掲出期間中の差し替えにあたっては、乙の責任において広告を用意しなければならない。

3 甲は、掲出・撤去作業中及び掲出中における広告及び掲出のための資材の破損、紛失等について、一切責任を負わないものとする。

（広告掲出料）

第3条 乙は、広告掲出料として頭書の契約金額を甲が発行する納入通知書により、令和\_\_年（\_\_\_\_\_年）\_\_月\_\_日までに支払うものとする。

（広告内容の責任）

第4条 乙は、甲に対し、乙が作成した広告内容が法令等に違反せず、いかなる第三者の権利も侵害するものではないことを保証する。

2 乙は、甲が乙の作成した広告を掲出したことにより苦情、損害賠償請求等を受けたときは、乙の責任及び負担においてこれを処理しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は継承させてはならない。

（契約の解除）

第6条 甲は、乙がこの契約に違反したとき、又は要領第11条に定める広告掲出の取消しを行ったときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除した場合において、乙は、甲に対して損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、この契約の履行上知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。

(遵守事項)

第8条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(その他)

第9条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、熊本県広告活用事業実施要綱及び要領の定めによるものとし、これらに記載のない事項については、その都度甲、乙協議して定める。

この契約の成立の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 (        年)        月        日

甲 熊本県  
代表者 熊本県知事 木村 敬

乙 所在地又は住所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者の役職・氏名 \_\_\_\_\_